

(別紙1)

地方就職学生支援金事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び十日町市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、十日町市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第8条に基づき、地方就職学生支援事業補助金の全額を返還します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に十日町市に転入しなかった場合：全額
ただし、申請時に既に十日町市に住民票がある場合を除く。
 - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額
ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く
 - (5) 十日町市への転入日から1年以内に十日町市から転出した場合：全額
 - 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される十日町市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
- ※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。